

政ニ私等防物者ハ之レニ對抗スル為ニハ此ノ團結權ニ依リ生キルノ外現在並
 道ハナイノテアル東都、後業員諸君モ此ノ資本ノ重圧ノ為ニ悶ク此處此ノ有
 一ノ團結權ニ依リ自ラノ生命ヲ南拓セント茲ニ爭議ヲ起シタルモノニシテ其間
 市民交通上ノ不便ヲ未クシツ、アルモ会社ハ之等市民ノ見テ考慮セズ又後業員ノ
 要求ヲモヒリゾケニ割ニ分トシテ暴利ヲ貪リツ、アルノテアル
 政ニ之レヲ五支一區ト改メ値下セシメ配當ヲ一割以内ニ止メシム而シテ市民並
 一ニ後業員ノ移利ヲ増進セシムル目的ヲ以テ皆サシモ絶大ナル庇援ヲオホヒスル
 次オデアリマス

別記(九)

施 議

従来吾々東都バス路線に居住する区民は東都バス後業員ノ一般乗客に對する
 客扱ノ粗忽なる多クノ不備をマツテ居たりであるが現在先般勸告せられた後業員
 ノ待遇改善要求に基キ爭議の結果我々区民一同は其真相を理解するに至り
 後業員ノ要求ノ当然なるを認めると共に後業員諸君ノ此處ノストライキを勝
 利せしむるために積極的の庇援を誓ふものである。我々区民は十八日夜間僅
 せる区民大会に於て左ノ決議をなせり

一 会社は即時全後業員ノ全要求を承認し
 一 ストライキを即時解消して沿道区民に對する交通不便を一掃すべし

一 無産者ノ大部が居住せるこの地域に於て高額料金を負担せしめらるるこ
 け一般区民に法外なる負担を、故に全区間料金五銭均一値下げを即時
 実施し

右決議す

昭和十一年九月十八日

板橋区民大会

東都乗合自動車株式会社

社長 井上篤太郎殿

別記(八)

決議文

東都バス、沿道に住む吾々市民ハ爭議ノ原因ハ貴社ノ無暴ナル彈圧ニ依ルモ
 ノト認メカ、ル事態ハ益々社会不安ヲ増大スルモノナルが故ニ速ニ解決シ
 沿道市民ノ不安ヲ一刻モ早ク除去サシテ爭ヲ要求ス

右決議ス
 一九三六 九 六

東都バス沿道市民大会

東都乗合自動車株式会社

社長 井上篤太郎殿